

名古屋市音楽プラザ条例の一部を改正する条例についてここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第21号

名古屋市音楽プラザ条例の一部を改正する条例

名古屋市音楽プラザ条例（平成 8 年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

円 6,000	円 7,000	円 11,700	円 8,000	円 13,500	円 16,800
2,800	3,300	5,500	3,700	6,300	7,800
1,800	2,100	3,500	2,400	4,100	5,000
700	900	1,400	1,000	1,700	2,100
600	700	1,200	900	1,400	1,800

を

」

「

円 9,000	円 10,500	円 17,600	円 12,000	円 20,300	円 25,200
4,200	4,900	8,200	5,500	9,400	11,700
2,700	3,100	5,200	3,600	6,000	7,500
1,000	1,300	2,100	1,500	2,500	3,000
900	1,000	1,700	1,300	2,100	2,600

に改め、同

」

表備考第2号(1)中「1,000円」を「1,500円」に改め、同号(2)中「500円」を「700円」に改め、同号(3)中「300円」を「500円」に改め、同号(4)及び(5)中「100円」を「200円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市音楽プラザ条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の利用料金の額については、なお従前の例による。